



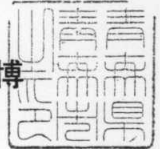
平成 25 年 5 月 10 日

# 諮 問 書

青市国第122号  
平成25年5月10日

青森市国民健康保険運営協議会  
会長 小田桐 金三様

青森市長 鹿内 博



青森市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）

青森市国民健康保険事業の長期的かつ健全な運営を図るため、次のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

高齢化の進展や高度な医療の普及などにより、保険給付費及び各拠出金が年々増加する一方で、長期化する経済の低迷等の影響により保険税収入は減少しており、本市の国民健康保険事業は極めて厳しい財政運営を強いられております。

平成23年度決算は、国民健康保険事業財政調整基金を全額取り崩してもなお財源不足が生じ繰上充用を行ったものであり、今後においても、さらなる財源不足が見込まれ、現状のままでは国民健康保険事業運営に重大な支障を来すこととなります。

不足する財源は給付と負担の公平性の観点から、保険税に負担を求めることとなりますが、大幅な負担増が見込まれますことから、臨時的に一般会計から財政支援を行い、被保険者の急激な負担増を抑制することとし、次のとおり国民健康保険税の税率等を改定したいので諮問するものであります。

## 2 諮問内容

### (1) 医療給付費分に係る税率及び賦課限度額について

所得割率	8.64%を	8.94%とする。
被保険者均等割額	18,360円を	19,080円とする。
世帯別平等割額	24,060円を	24,720円とする。
賦課限度額	440,000円を	510,000円とする。

### (2) 後期高齢者支援金分に係る税率及び賦課限度額について

所得割率	2.70%を	3.15%とする。
被保険者均等割額	6,000円を	6,840円とする。
世帯別平等割額	7,440円を	8,280円とする。
賦課限度額	120,000円を	140,000円とする。

### (3) 介護納付金分に係る税率及び賦課限度額について

所得割率	2.45%を	3.33%とする。
被保険者均等割額	11,640円を	14,040円とする。
賦課限度額	90,000円を	120,000円とする。

### (4) 実施時期

平成 25 年 4 月 1 日

### 《参考》

臨時的に一般会計から財政支援を行う額 1,784,521 千円  
 (平成 25 年度 : 892,261 千円 平成 26 年度 : 892,260 千円)

	現行	財源不足額を全て 保険税に求めた場合		一般会計から財政支援 した場合 (改定案)	
		金額	引上率	金額	引上率
1人当たり 保険税額	73,230円	92,824円	26.76%	81,183円	10.86%
1世帯当たり 保険税額	123,215円	153,553円	24.62%	134,295円	8.99%